

# 一般社団法人三重電業協会旅費規程

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人三重電業協会（以下「協会」という）の役員、委員会委員および会員（以下「役員等」という）並びに事務局職員（以下「職員」という）の旅費について定める。

## 第 2 章 旅 費

(旅費の支給)

第 2 条 役員等が協会用務のため出張し、あるいは会議に出席した場合には旅費を支給する。ただし、会員全員を対象とする会合への出席については適用外とする。  
なお、会議等の開催地市内に所在する役員等の交通旅費は、支給しない。

(旅費の区分)

第 3 条 旅費の区分は、交通費、日当および宿泊費とする。

(旅費の額)

第 4 条 旅費の額は、次表のとおりとする。

イ 交通費

種 別	交 通 費
公共交通機関利用	実費 路線距離片道 50 km 以上は、特急料金支給
自家用車利用	実走行距離(km)×30円+高速道路利用料

ロ 日当・宿泊費

種 別	日 当	宿 泊 費
日帰り日当	片道 100km 未満	——
	片道 100km 以上	2,000円
日当・宿泊費		10,000円

- 公共交通機関とは、航空、鉄道、バスおよびタクシーをいい、等級は普通クラスとする。  
また、タクシー料金の出張者への支払いは、領収書に基づいて行う。
- 自家用車利用の場合の実走行距離は、出張者の申請による。また、高速道路利用料金の出張者への支払いは、領収書に基づいて行う。

(支給の適用外)

第5条 交通費、宿泊費が別途支給された場合は、本人にこれを支給しない。

(事務局職員の旅費)

第6条 事務局職員の旅費は第3条、第4条および第5条を準用する。

- 2 「役員を選任及び報酬に関する規程」第2条ただし書により職員から選任された者が役員としての用務により出張する場合の旅費の額は、第4条の表を適用する。

付 則

平成 元年 4月27日 制定

この規程は平成 元年 5月 1日から施行する。

平成 4年 1月29日 改正

この規程は平成 4年 2月 1日から施行する。

平成11年 3月30日 改正

この規程は平成11年 4月 1日から施行する。

平成14年 5月29日 改正

この規程は平成14年 6月 1日から施行する。

平成21年10月19日 改正

この規程は平成21年11月 1日から施行する。

平成23年 5月26日 改正

この規程は平成24年 4月 1日から施行する。

平成27年 3月11日 改正

この規程は平成27年 4月 1日から施行する。